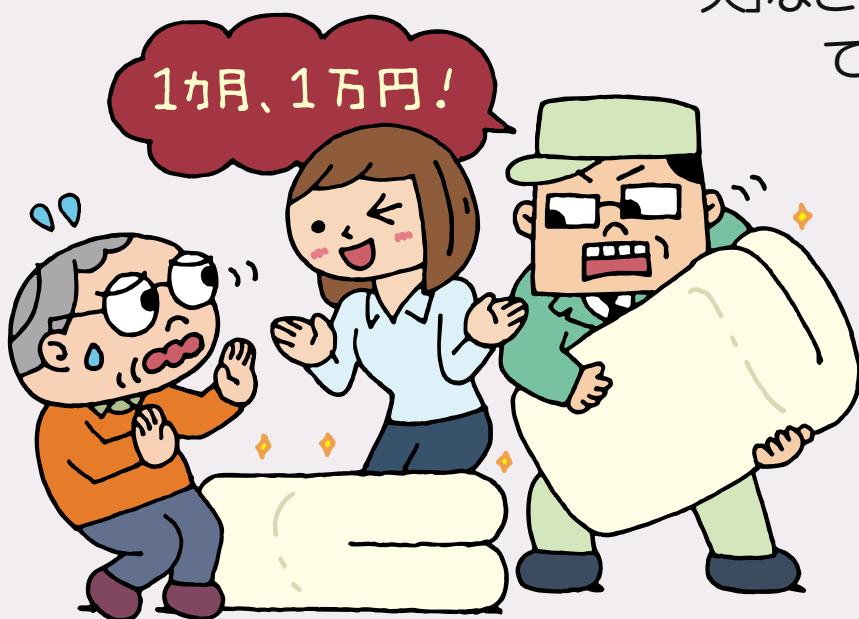


見守り 新鮮情報

突然「**布団を見せてほしい**」と女性が訪問し、**家に上がり**「汚れているし体に悪いので新しく**購入**したほうがいい」と**しつこく**勧めてきた。断って帰ってもらったが、しばらくして**男性と一緒に羽毛布団**を持ってきた。断っても「**ひと月1万円**の支払いだから大丈夫」などと勧誘され、**根負け**して承諾してしまった。ク

レジット会社の書類を書くときに初めて、**総額が約40万円**と高額であることを知った。解約したい。
(70歳代 男性)



強引な布団の訪問販売に注意

ひとこと助言



- 強引に高額な契約をさせられる布団の訪問販売の相談が後を絶ちません。ドアを開ける前に訪問者や用件をよく確認し、必要なければきっぱり断り、事業者を家の中に入れないことが大切です。
- 一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらうようにしましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。
- 家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に不要な品物や契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。お住まいの自治体の**消費生活センター**等へ早めにご相談ください(消費者ホットライン188)。